

令和4年3月吉日

お客さま各位

興産信用金庫

成年年齢引下げを踏まえた当金庫の各種ローン等消費資金に対する 融資の取扱いについて

民法改正により、令和4年4月1日付で成年年齢が18歳に引き下げとなります。

これに伴い、18歳と19歳の方（以下「若年者」という。）は、自らの意思で様々な契約を締結できるようになります。この成年年齢の引下げは、若年者の自己決定権を尊重するものであり、社会参加の促進につながると期待されています。

しかしながら、20歳未満の若年層の方々は、一般的に収入はもとより、金融取引を含む社会経験が少ないことから、過大な債務を負うことがないよう慎重な対応が必要とされています。

以上を踏まえ、当金庫では、若年者に対する「消費者向け貸付」、「定期預金を担保とした総合口座契約（当座貸越）」については、満20歳以上の取扱いとさせていただきます。

記

■ 取扱い内容

令和4年4月1日（金）以降

現在と同様に引続き、

各種カードローン・住宅ローン等の消費資金は満20歳以上の取扱いとする。

定期預金を担保とした総合口座契約（当座貸越）も同様の取扱いとする。

※ 興産信用金庫は、金融仲介機能を担う社会的使命から、引続き健全な消費者金融市場の形成に資するように努めてまいります。

以 上

詳しくは、お取引店舗にお問い合わせください。

